

学校運営協議会の設置について

1. 目的

子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠であり、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要となっています。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5においては、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに学校の運営に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。」と規定されております。よって、この度、本町においても学校運営協議会を設置することとします。

2. 学校運営協議会の主な機能

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

3. 本町に設置する学校運営協議会の内容

所掌事項（学校運営協議会規則第3条に規定することを予定）

- (1) 教育課程の編成に関すること
- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること
- (5) その他対象学校の校長が必要と認めること

4. 令和6年度の設置校

熊取中学校

5. 予算関係

(委員一人あたり) 年額 12,000 円 × (委員予定人数) 6名 = 計 72,000 円

8. 近隣団体の状況

貝塚市 (小学校で2、中学校で1)

岬町 (小学校で2、中学校で0)

9. 設置に伴い整備が必要な例規

①熊取町学校運営協議会規則・・・制定

②小・中学校管理規則・・・・・・・・一部改正

③附属機関条例・・・・・・・・一部改正

④非常勤特別職職員報酬等条例・・・一部改正